

平成 27 年 3 月 12 日
東海財務局岐阜財務事務所

特殊詐欺被害防止に向けた取組みについて（要請）

日頃より、金融行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり、岐阜県下における平成 26 年中特殊詐欺の被害総額は過去最高を更新するなど、極めて深刻な状況となっております。

こうした状況を踏まえ、今般、岐阜県警察本部から、金融機関の窓口において高齢者が多額の現金を引き出そうとする際、積極的な声かけと疑義を抱く現金引きおろし等の取引時における 110 番通報、顧客に対する預金小切手を推奨することにつき、県内金融機関に周知するよう要請があったところです。

当局としても、利用者保護の観点から、金融機関において、特殊詐欺の被害防止へ向けた取組みを積極的に行っていただきたいと考えております。

貴協会におかれましては、傘下金融機関に対して、岐阜県警察本部からの要請内容を周知していただくとともに、引き続き、関係機関相互間の情報交換を密にして、防犯活動の推進に努めていただくようお願い申し上げます。

以 上